

大阪市指定給水装置工事事業者

各種届出等のご案内

指定事項の変更

各名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から

30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第5号)を提出してください。

【添付書類】

(表中 印が添付書類として必要です。)

届出の種類		定款の写し	登記簿謄本	住民票	誓約書 (様式第3)	備考
名称・商号変更 又は 氏名変更	法人					謄本・住民票は発行日から 3か月以内の 原本
	個人					
住所変更	法人					定款は余白に原本証明と代 表者氏名・代表者印 個人の氏名変更とは「個人 事業者本人の氏名」が変更 することです
	個人					
代表者変更 及び 役員変更	法人					廃止届を提出後、新たに新規で申請
	個人					
事業所の屋号変更 事業所の所在地変更 電話・FAX番号変更	法人					登記簿謄本や住民票に記載さ れていない事項が変更となる 場合は、添付書類は不要です
	個人					

「個人 法人」「個人 個人」「法人 個人」「法人 法人(営業譲渡・合併による新会社の設立)」での変更はできません。このよ
うな場合は、すべて「廃止 新規」の手続きとなります。

ただし「有限 株式」組織変更は同一法人とみなし、名称変更で申請をしてください。

主任技術者選任・解任

給水装置工事主任技術者を選任及び解任したときは、遅滞なく、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」

(様式第7号)を提出してください。給水装置工事主任技術者が欠けるに至った時は、当該事由が発生した日から

2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任するか、新たに選任できない場合は、「給水装置工事事業者

(廃止・休止・再開)届出書」(様式第6号)により、廃止・休止の手続きを行ってください。

給水装置工事主任技術者を欠いた状態は、「指定の取消し」要件に該当しますので注意してください。

【添付書類】免状又は主任技術者証の**写し**(選任時)

事業の廃止・休止・再開の届出

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書」

(様式第6号)を提出してください。

廃止、休止……当該廃止、又は休止の日から**30日以内**

再開………当該再開の日から**10日以内**

【添付書類】「指定給水装置工事事業者証」を返納してください(廃止・休止時)

提出期限を過ぎる場合は、**遅延理由書を提出
していただきます。(様式は定めていません)**
届出は郵送でも結構ですが、不備がございま
すと、提出期限内より遅延する可能性があります
ますので、早めの届出をお願いします。

〒559-8558

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル9階

大阪市水道局工務部給水課

TEL: 06-6616-5480 FAX: 06-6616-5489

<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000038067.html>

